

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東北地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成9年2月及び同年3月は22万円、同年4月は24万円、同年5月及び同年6月は22万円、同年8月から10年7月までの期間及び同年9月は26万円、11年4月、同年7月、同年8月、同年11月、13年3月及び同年4月は28万円、同年5月は30万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年9月は28万円、14年7月及び同年9月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年2月17日から15年10月1日まで

私が勤務していたA事業所（現在は、B事業所）において、平成9年2月から15年9月までの給与から控除されていた厚生年金保険料が、ねんきん定期便に記載されていた標準報酬月額に基づく保険料控除額より高額のため、申立期間の標準報酬月額を、控除された保険料に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、事業主から提出された

給与支給控除一覧表及び賃金台帳（以下「賃金台帳等」という。）並びに申立人から提出された給与明細書及び給与支給明細書（以下「給与明細書等」という。）において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成9年2月及び同年3月は22万円、同年4月は24万円、同年5月及び同年6月は22万円、同年8月から10年7月までの期間及び同年9月は26万円、11年4月、同年7月、同年8月、同年11月、13年3月及び同年4月は28万円、同年5月は30万円、同年6月は28万円、同年7月及び同年8月は30万円、同年9月は28万円、14年7月及び同年9月は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているものの、i) B事業所の人事課の担当者は、保険料の計算誤りだと思いと回答しており、事業主は、厚生年金基金の掛金相当額を二重に控除したと考えられると回答している上、申立人が所持する給与明細書等及び事業主から提出された賃金台帳等からも、申立期間のうち平成9年2月から14年12月までについて、厚生年金基金の掛金とは別に、厚生年金保険料控除額に厚生年金基金の掛金相当額が加算されていることが確認できること、ii) 同事業所が加入しているC厚生年金基金は、「申立期間当時の被保険者資格取得届を始めとした各種届出は、複写式の届出様式により、社会保険事務所（当時）に提出していた。」旨回答しており、同厚生年金基金の加入員台帳に記載されている申立人に係る標準給与月額はオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、事業主は、給与明細書等及び賃金台帳等により確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出たおらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成9年7月、10年8月、同年10月から11年3月までの期間、同年5月、同年6月、同年9月、同年10月、同年12月から13年2月までの期間、同年10月から14年6月までの期間、同年8月及び同年10月から15年9月までの期間については、申立人から提出された給与明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額はオンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額よりも高額となっているものの、給与明細書等において確認できる給与支給総額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも低額又は同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

東北（宮城）国民年金 事案 1791（宮城国民年金事案 236 及び 1324 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月及び49年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月
② 昭和49年10月から50年3月まで

過去2回の申立てにおいて述べていた申立期間の国民年金保険料を納付した時期に関する記憶が実際と異なっていたことに気付いた。保険料を納付した時期は昭和54年又は55年頃であったと思うので、再度申立てをする。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付場所の記憶も明確でないこと、ii) 国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和50年11月21日と確認でき、手帳記号番号の払出日から推測すると、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iii) 国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市の国民年金被保険者名簿によると、国民年金手帳記号番号が払い出された同年11月の翌月の12月に、第2回特例納付で20歳に達した44年*月から納付可能な48年3月までの45か月分の保険料4万500円を一括して納付した記録となっていることが確認できるが、申立期間は第2回特例納付でも保険料を納付できない期間であること、iv) いずれの申立期間も第3回特例納付で納付は可能であるものの、社会保険庁（当時）及びA市ともに

納付の記録が無い上、申立人が納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立人は「申立期間の保険料を一括で納付したのは1回で、自分が47歳又は48歳の頃（平成8年又は9年頃）」と主張しており、第3回特例納付の実施時期（昭和53年7月から55年6月まで）とはかけ離れていることなどから、申立人に対し、既に年金記録確認B地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成20年7月4日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再申立てについては、i) 新たに「申立期間の国民年金保険料を納付したのは平成8年か9年ではなく、もっと前の元年から7年までの間だと思う。」と主張し、平成6年10月9日に転居したことが記載された住民票の写し等を提出したが、これは、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを裏付ける関連資料とは認められない上、第3回特例納付の実施時期とかけ離れていることに変わりはないこと、ii) 申立人は、「特例納付は母親がしてくれたが、それ以外の期間の国民年金保険料は自分で納付した。」と述べているところ、昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料が同年12月に納付された際に、申立人が申立期間②の保険料を過年度納付することは可能であったが、申立人には過年度納付をした記憶は無く、ほかに申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、iii) 年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどから、申立人に対し、既に年金記録確認B地方第三者委員会の決定に基づき平成23年1月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、国民年金保険料を納付した時期の記憶が実際と異なっていたとして、その納付時期を「昭和54年又は55年頃で、少なくとも56年より前だった。」と申立内容を修正しているが、新たに主張している国民年金保険料を納付したとする時期においては、申立期間の保険料は既に時効により納付できない。

また、申立人が新たに主張している国民年金保険料を納付したとする時期の一部は第3回特例納付の実施時期に該当する上、申立人は保険料をA市役所の分庁舎で納付したと述べているが、特例納付を行ったことを裏付ける資料等はなく、国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）及びA市の国民年金被保険者名簿にも第3回特例納付を行った記録が無いなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人はその兄と姉の国民年金手帳の写しを提出しているが、これは、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを裏付ける関連資料とは認められない上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付して

いたことをうかがわせる新たな資料等は無く、年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（福島）国民年金 事案 1792

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から平成元年 3 月まで
国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料が未納となっている。

私は、当時学生であったため、母親が昭和 59 年 4 月頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を母親自らの分と一緒に納付してくれていたため、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親が昭和 59 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行ったと述べているところ、オンライン記録によれば、申立人の国民年金被保険者資格に係る事務については、同年*月*日の新規取得、60 年 4 月 1 日の喪失及び平成 9 年 1 月 11 日の再取得に係る処理が同年 6 月 23 日に一括して行われていることが確認できることから、当該一括処理がなされた時期に申立人の国民年金の加入手続が行われ、申立人が 20 歳に到達した昭和 59 年*月*日に遡って被保険者資格を取得したものと考えられる。

また、基礎年金番号の導入（平成 9 年 1 月）より前に国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されていることとなるが、申立人の基礎年金番号は平成元年 4 月に取得した厚生年金保険被保険者記号番号であり、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらないことから、当該加入手続が行われた 9 年 6 月より前の時期においては、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われ、当該期間の保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することができなかったものと考えられる上、当該加入手続が行われた時点では、時効により申立

期間の保険料は納付することができない。

さらに、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料を母親自らの保険料と一緒に前納していたと述べているところ、母親に係るA町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によると、申立期間の一部期間を含む昭和53年度から60年度までの期間に係る母親の国民年金保険料は前納されているものの、母親が昭和61年4月に保険料の納付を要しない第3号被保険者になっていることから、申立期間のうち同年4月から平成元年3月までの保険料と一緒に納付していたとは考え難い。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（青森）国民年金 事案 1793

第1 委員会の結論

申立人の平成2年11月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年11月から3年3月まで

私は、国民年金保険料の納付書が送られてきた当時学生であったため、母が「学生の中の保険料は納付してあげる。」と言ったことを記憶している。母は、「職場に出入りしていた銀行の職員に国民年金保険料の納付を依頼した。当時の保険料の額は覚えていないが多額ではなかったもので5か月分をまとめて納付した。」と述べており、母は、きちょうめんな性格であり、「絶対に納付した。」とも述べている。申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であった申立期間当時国民年金保険料の納付書が送られてきた旨述べているところ、オンライン記録によれば、申立人の国民年金被保険者資格に係る事務については、平成2年*月*日の新規取得、3年4月1日の喪失及び14年1月1日の再取得に係る処理が同年3月11日に一括して行われていることが確認できることから、当該一括処理がなされた時期に申立人の国民年金の加入手続が行われ、申立人が20歳に到達した2年*月*日に遡及して被保険者資格を取得したものと考えられる。

また、基礎年金番号の導入（平成9年1月）より前に国民年金に加入した場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されていることとなるが、申立人の基礎年金番号は平成3年4月に取得した厚生年金保険被保険者記号番号であり、申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらないことから、当該加入手続が行われた14年3月より前の時期においては、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われ、当該期間の保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することができなかつ

たものと考えられる上、当該加入手続が行われた時点では、時効により申立期間の保険料は納付することができない。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立期間の国民年金保険料は未納とされている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東北（青森）厚生年金 事案 3056

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月から 46 年 8 月まで
② 昭和 48 年 3 月から同年 6 月 20 日まで
③ 昭和 49 年 12 月から 52 年 4 月まで

申立期間①について、A 県 B 市にあった C 株式会社にて父親及び弟と一緒に勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間②について、D 県 E 市にあった有限会社 F に勤務した昭和 48 年 3 月から 49 年 4 月までの期間のうち、申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間③について、D 県 G 市にあった有限会社 H に勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間①から③までについて、それぞれの事業所に勤務したことは確かなので、各申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録から、当該期間のうち一部の期間について申立人が C 株式会社にて勤務していたことが確認できる。

しかし、C 株式会社は、同社が保管する創業から現在までの全期間における健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険被保険者証の番号に欠番も無いため、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を提出しておらず、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除及び納付はしていない旨回答している。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人が氏名を挙げた 5 人の同僚のうち 4 人については、申立人と同様に一部の期間について C 株式会社にて

おける記録が確認でき、残る1人は記録が確認できないところ、同社の事業所別被保険者名簿によると、上記5人の同僚全員について、申立期間①における厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、申立期間①において、C株式会社の事業所別被保険者名簿によると、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険証の番号に欠番は無く、当該被保険者名簿に記載がある厚生年金保険被保険者は、同社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書に記載されている被保険者と一致する。

申立期間②について、有限会社Fの元取締役の証言から、期間を特定することはできないが、申立人が同社における厚生年金保険被保険者資格取得日以前から勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間②について、有限会社Fの元代表取締役は、「申立人に係る厚生年金保険料を控除していない。」としており、元取締役は、「私は社会保険の事務とは無関係の業務だったので申立人の厚生年金保険の加入状況等については不明である。」としている上、給与及び社会保険の事務担当者は特定できず、厚生年金保険の加入の取扱い及び保険料控除の状況について確認することができない。

また、有限会社Fの健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和48年6月20日となっており、オンライン記録と一致している上、不自然な訂正等は見当たらない。

申立期間③について、雇用保険の加入記録から、当該期間のうち一部の期間について、申立人がD県G市に所在する有限会社Hに勤務していたことが確認できる。

しかし、事業所記号払出簿及びオンライン記録によると、上記の有限会社Hが適用事業所となっていたことが確認できない。

また、有限会社Hの元代表取締役は、「申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を提出しておらず、厚生年金保険料の控除及び納付をしていない。」としている。

さらに、オンライン記録によると、申立期間③において、上記の元代表取締役、元取締役及び申立人が氏名を挙げた同僚は、全て国民年金に加入しており、有限会社Hにおける厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が各申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東北（青森）厚生年金 事案 3057

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 22 日から 21 年 4 月 17 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているが、私は、申立期間を含む平成 19 年 1 月から 21 年 8 月まで継続して株式会社 A に勤務し、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録によると、申立人は株式会社 A において、平成 19 年 1 月 19 日に雇用保険被保険者資格を取得し、21 年 8 月 15 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、株式会社 A の元事業主は、申立人の申立期間における勤務実態等について、「申立期間は、申立人が海外に住む親族に会うため、3 か月ぐらい仕事を休んだ時期だったと思う。申立人の給与は日給月給制であったため、仕事を休んだ期間の給与は支給できないことから、厚生年金保険及び健康保険には加入させておらず、保険料も控除していなかった。ただし、雇用保険だけは給与がなくても継続した。」旨回答している。

また、B 入国管理局から提出された申立人に係る日本人出帰国記録調査書によると、申立人は、申立期間のうち平成 21 年 1 月 30 日から同年 3 月 27 日まで海外に渡航していることが確認できる。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、申立人の株式会社 A における被保険者資格喪失日は平成 20 年 12 月 22 日、被保険者資格取得日は 21 年 4 月 17 日となっており、オンライン記録と一致している上、不自

然な訂正等は見当たらない。

加えて、上記被保険者資格喪失届の備考欄には健康保険証が添付されていることが記載されており、資格喪失時に健康保険証を返納したことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。